

# 行田都市計画道路等の変更および 都市計画法第34条第11号に基づく 区域の変更について

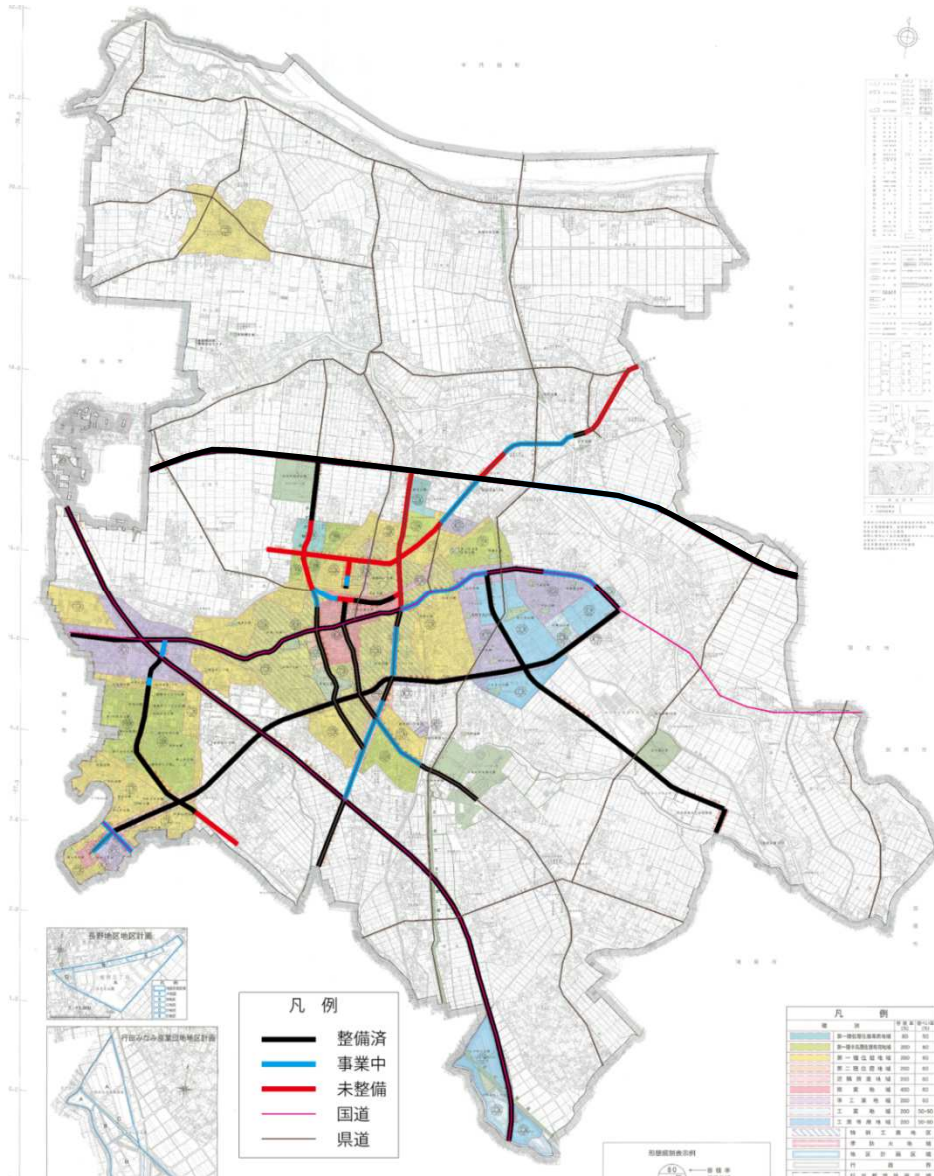
第79回 行田市都市計画審議会

平成30年1月16日  
行田市都市計画課



# 都市計画道路の整備状況について

都市計画道路の整備状況図（H29年4月現在）



- 本市では、都市計画道路として14路線、約55kmを位置づけています。
- 平成29年4月現在の整備率は約74%です。
- 未整備の箇所（図中赤線）は、秩父鉄道行田市駅周辺などの中心市街地に多く残っています。

# 都市計画道路見直しの目的

- 本市の都市計画道路の多くは、計画決定から50年以上経過しています（当初は、高度経済成長による市街地の拡大や自動車交通量の増加を見込んだ計画だった）。
- 一方で、現在は少子高齢・人口減少社会が本格化し、社会保障費や公共施設の維持管理費等が増加しており、将来にわたって持続可能なまちづくりが必要となっています。



長年にわたり、未整備となっている都市計画道路を「必要性」や「機能性」等の観点から見直しを行い、効率的な整備を図る

# 長期未整備都市計画道路の見直し手順

- 長期未整備の都市計画道路については、埼玉県が平成25年6月に策定した「都市計画道路の検証・見直し指針」に基づき3段階で検証しました。

## 第一段階

### 検証路線の抽出

全ての未整備、  
事業中路線を対  
象として選定

## 第二段階

### 見直し候補路線の選定

社会状況の変化に伴う  
必要性や構造の適正さ  
を検証

## 第三段階

### 見直し路線の選定

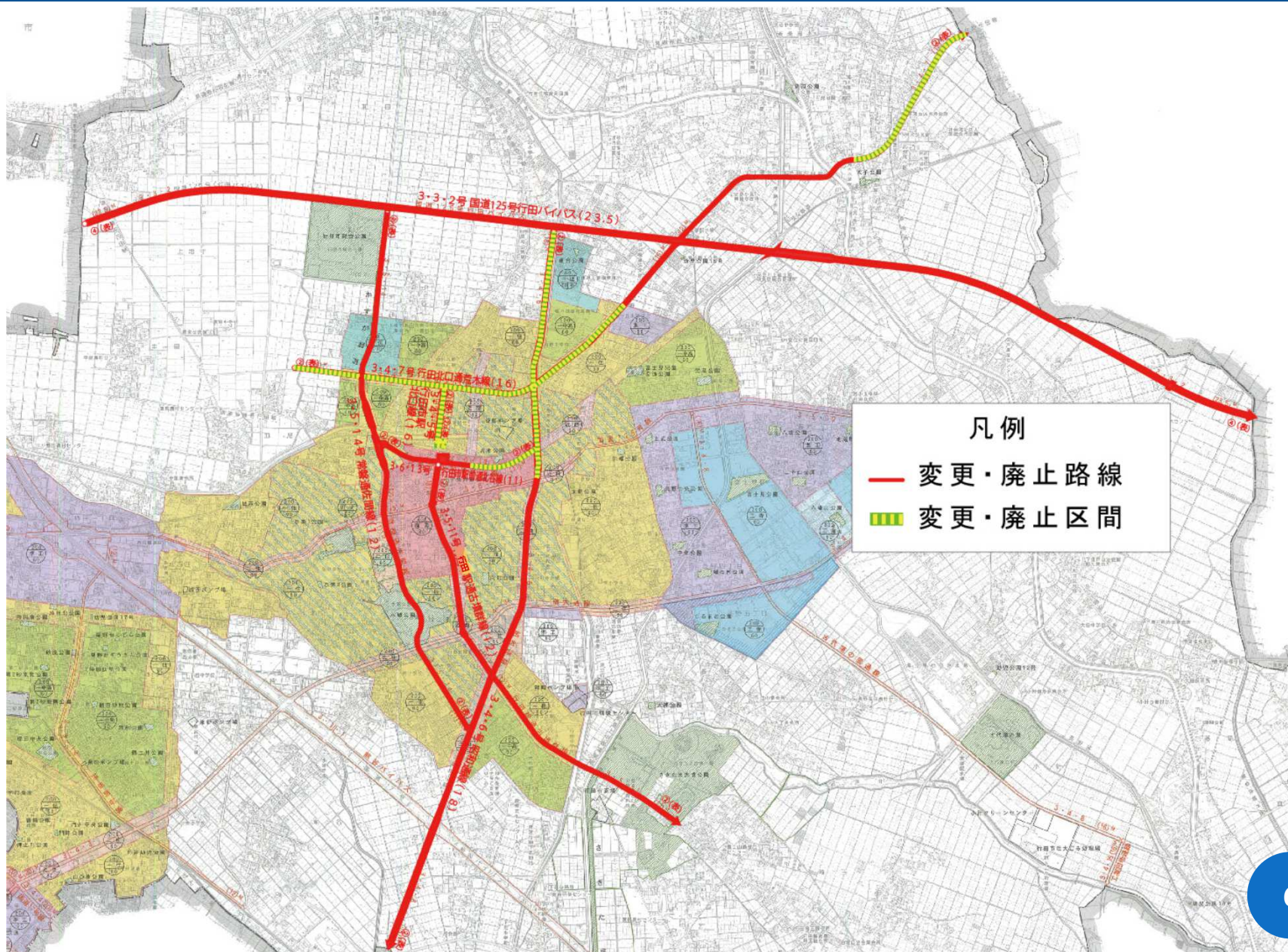
道路機能の観点、上  
位計画との整合から  
存続、変更、廃止を  
検討し確定

# 長期未整備都市計画道路の変更一覧

## 都市計画変更一覧 \*表中( )は変更前

決定者	名称	延長	車線数	幅員	内容	その他の変更			
						用途	特別用途	準防火	11号
埼玉県	3・3・2号国道125号行田バイパス	約7,500m	4車線 (-)	23.5m	・一部区域の変更 ・車線数の決定				●
	3・5・7号長野荒木線 (3・4・7号行田北口通荒木線)	約1,880m (約5,170m)	2車線 (-)	12m (16m)	・一部区間の廃止 ・名称の変更 ・車線数の決定	●			●
	3・5・11号行田市駅通古墳群線 (3・5・11号行田駅通古墳群線)	約2,880m	2車線 (-)	12m	・名称の変更 ・車線数の決定				
	3・5・14号常盤通佐間線	約3,400m	2車線 (-)	12m	・一部区域の変更 ・車線数の決定	●			
行田市	- (3・4・5号行田市駅北口線)	- (約320m)	-	- (18m)	・廃止				
	3・4・6号昭和通線	約3,050m (約4,610m)	-	18m	・一部区間の廃止	●	●	●	●
	3・6・13号行田市駅前通北谷線	約570m (約1,090m)	-	11m	・一部区間の廃止				

# 長期未整備都市計画道路の変更・廃止図



# 3・3・2号 国道125号行田バイパス

当初決定年次：昭和39年8月20日	代表幅員 23.5 m	延長	7,500 m
-------------------	-------------	----	---------

## 変更理由

- 接続する都市計画道路3・4・6号昭和通線の一部区間の廃止に伴い、本路線と接続する交差点部において隅切りが不要となることから、隅切りを廃止する

⇒ 接続道路の廃止に伴う隅切りの廃止



# 3・3・2号 国道125号行田バイパス(現行)

当初決定年次：昭和39年8月20日 代表幅員 23.5m 延長 7,500m

## 凡例

- 都市計画道路
- 都市計画道路廃止候補区間
- 国県道以外の整備済区間
- |||| 国道
- |||| 県道
- 河川



# 3・3・2号 国道125号行田バイパス(見直し後)

当初決定年次：昭和39年8月20日

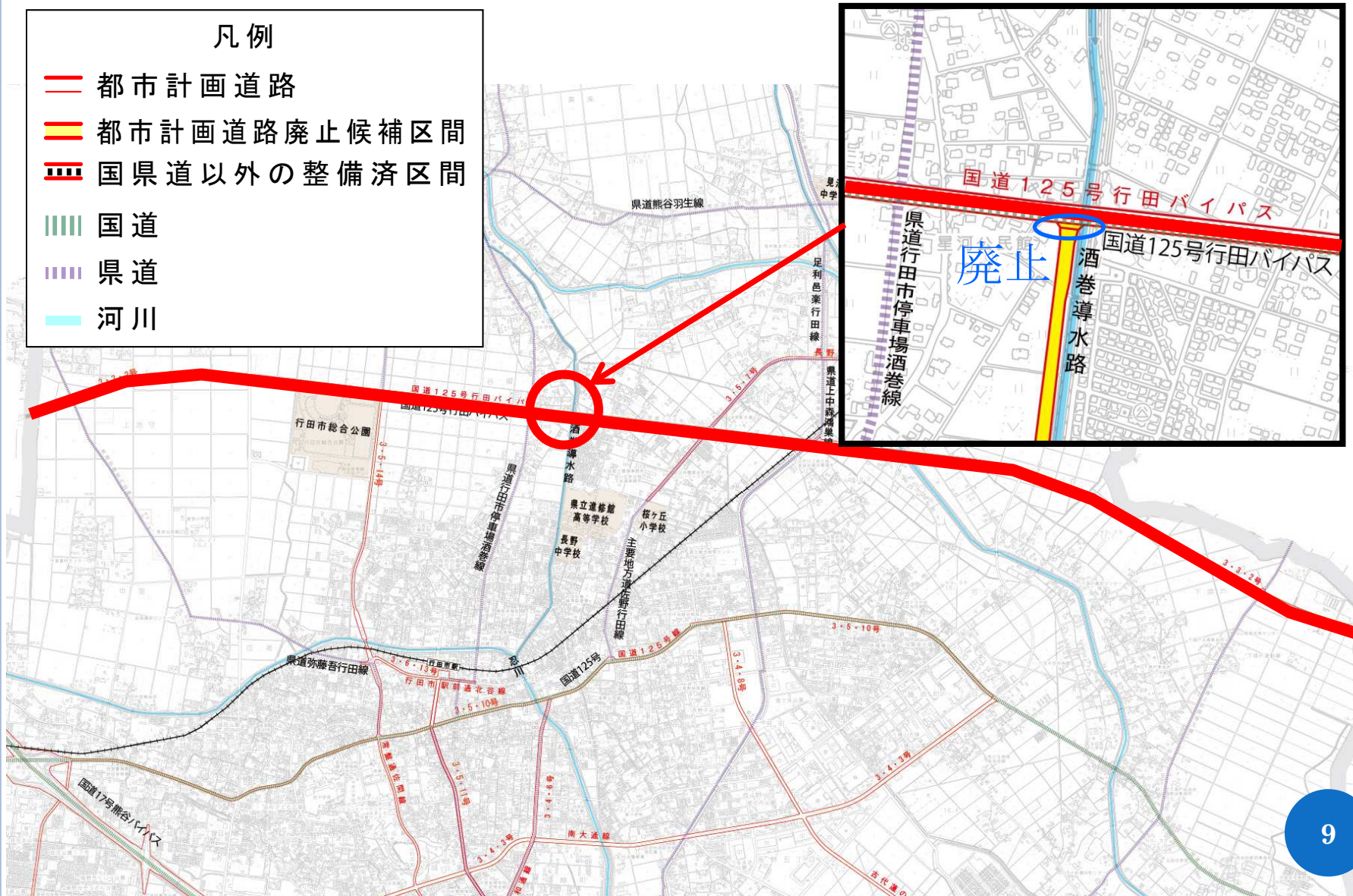
代表幅員 23.5m

延長

7,500m

## 凡例

- 都市計画道路
- 都市計画道路廃止候補区間
- 国県道以外の整備済区間
- 国道
- 県道
- 河川



# 都市計画道路が廃止されると

## 都市計画道路にかかる建築制限が解除されます

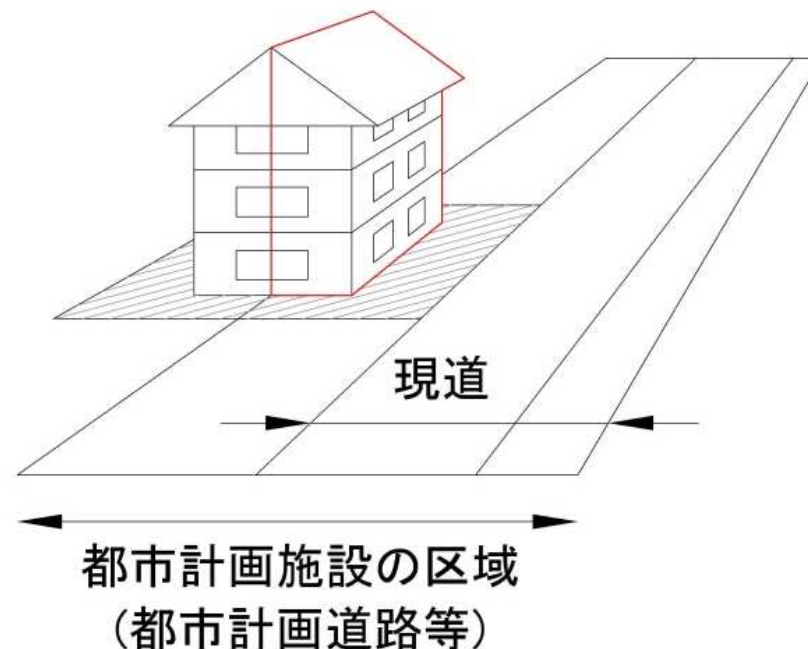
都市計画道路の計画区域内には、将来、円滑な整備が行われるよう都市計画法に基づき、建物の建築に一定の制限がかけられています（都市計画法第53条）が、都市計画の廃止により制限が解除されます。

### 【現在】

都市計画道路の計画区域内に、建物を建築する場合は、都市計画法に基づく申請手続きが必要です。

なお、以下の建物は建築することができません。

- ・ 4階建て以上の建物
- ・ 地下を有する建物
- ・ 鉄筋コンクリート等の頑丈な建物で容易に移転、除去することができないもの



# 3・4・7号 行田北口通荒木線

当初決定年次：昭和39年8月20日 代表幅員 16m 延長 5,170m

## 第二段階 見直し候補路線の選定

- 行田市都市計画マスタープランにおいて、廃止を含めた見直しを検討する路線として位置付けている
- 土地区画整理事業の構想に絡む区間であり、区画整理事業が中止となった現在においては、その必要性が低下している
- 幹線道路としての機能については、近接して並行する国道125号バイパス及び主要地方道佐野行田線が代替機能を果たしており、その他の車道・歩道機能については、生活道路が代替機能を果たしている。

## 第三段階 見直し路線の選定

道路機能、上位計画との整合性、道路網の観点から総合的に評価

⇒一部区間の廃止を含む起終点の変更

# 3・4・7号 行田北口通荒木線(現行)

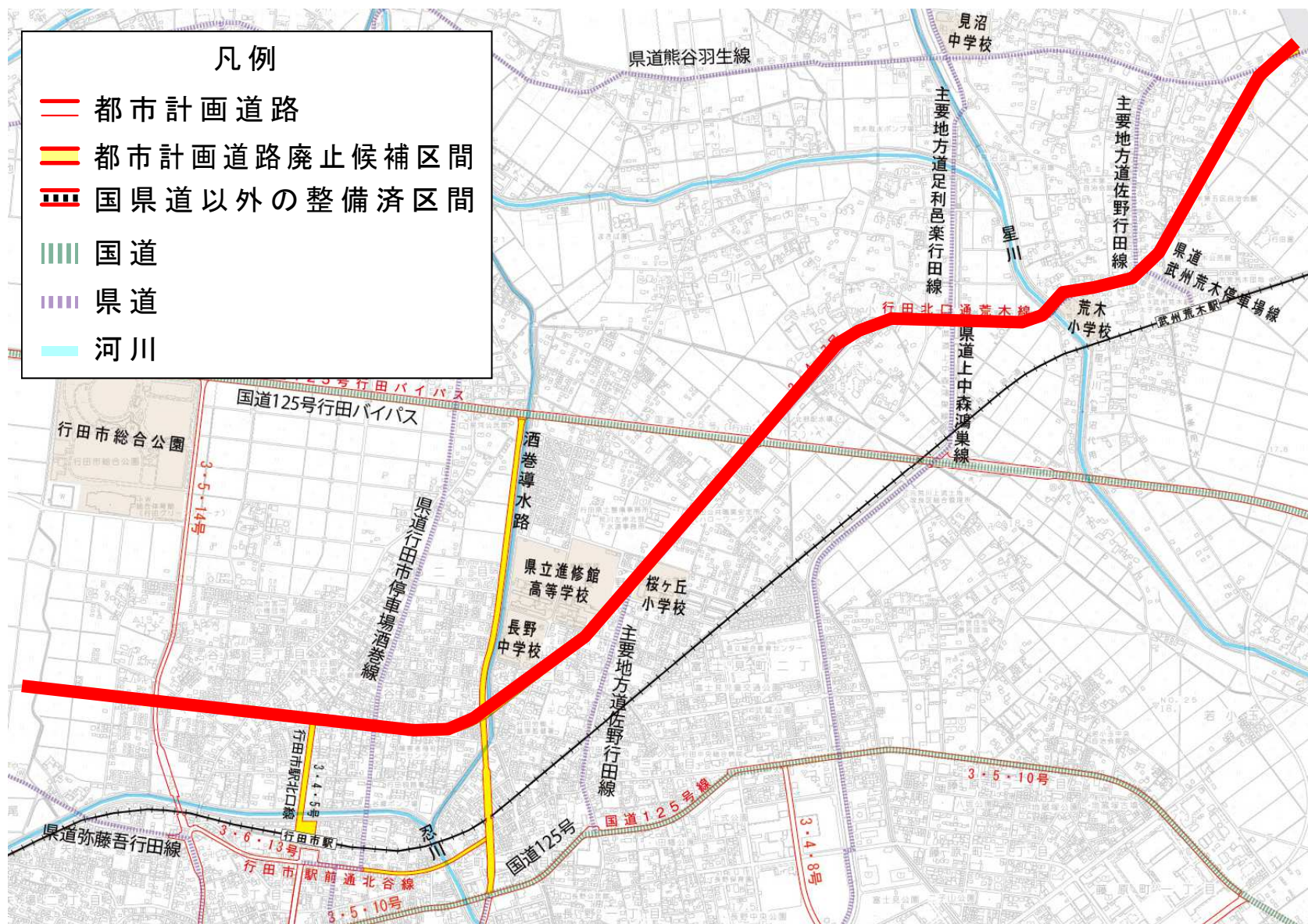
当初決定年次:昭和39年8月20日

代表幅員

16m

延長

5,170m



# 3・5・7号 長野荒木線(見直し後)

当初決定年次・昭和39年8月20日 代表幅員 12m 延長 1,880m



# 3・5・11号 行田駅通古墳群線

当初決定年次：昭和25年8月28日	代表幅員	12m	延長	2,880m
-------------------	------	-----	----	--------

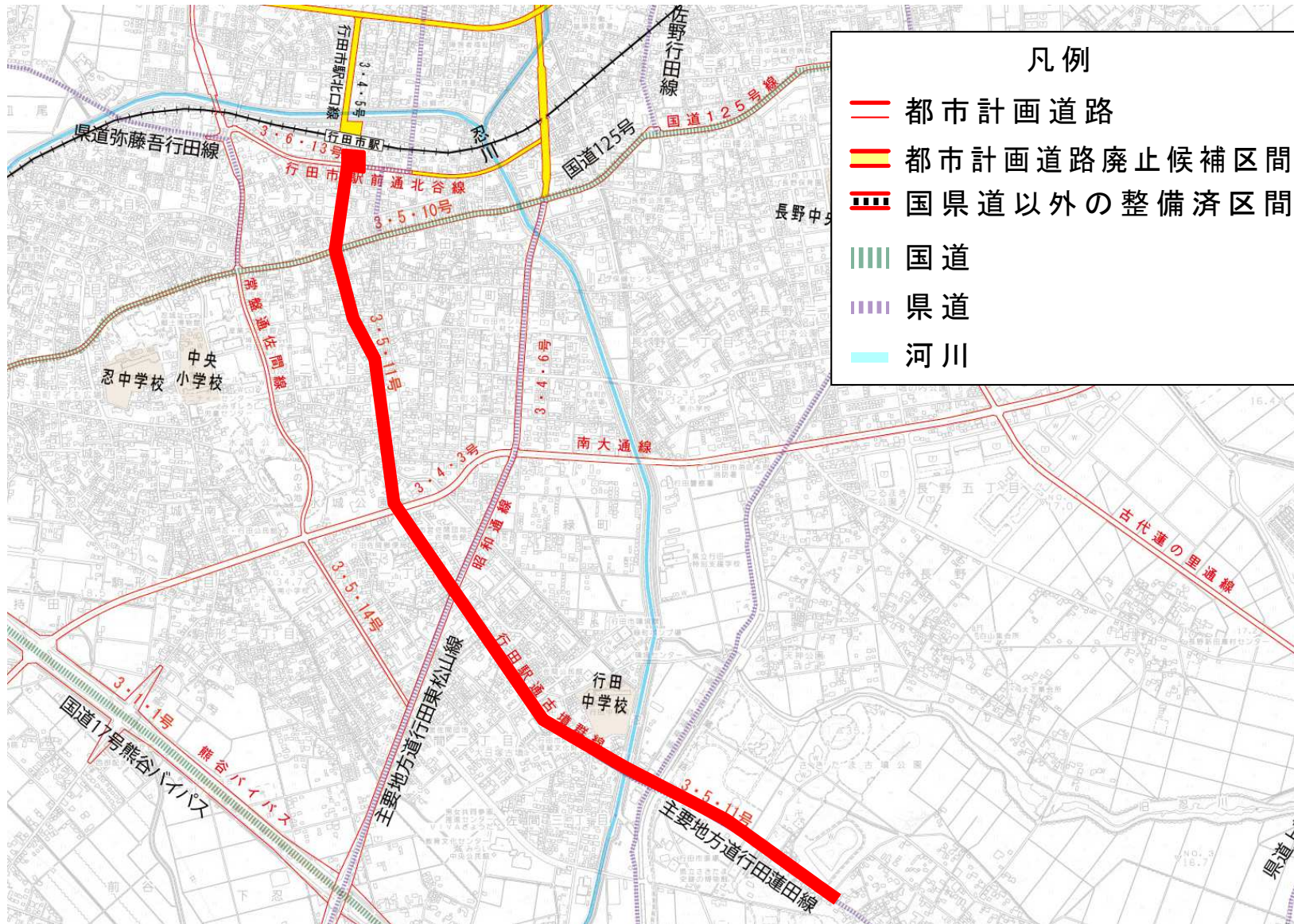
## 変更理由

- 都市計画道路の名称と、起点となる駅の名称の不整合を解消するため、名称変更する

⇒名称の変更

# 3・5・11号 行田駅通古墳群線(現行)

当初決定年次：昭和25年8月28日 代表幅員 12m 延長 2,880m







# 3・5・14号 常盤通佐間線

当初決定年次：昭和25年8月28日	代表幅員	12m	延長	3,400m
-------------------	------	-----	----	--------

## 変更理由

- 交差する都市計画道路3・4・7号行田北口通荒木線の一部区間の廃止に伴い、本路線と交差する交差点部において右折帯が不要となることから、一部区間の幅員を縮小する

⇒ 一部幅員変更



